

太陽光発電余剰電力受給契約書

収入印紙
(必要な場合
4,000円)

高 良 和 義 (以下「甲」という。)と九州電力株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の太陽光発電設備(以下「発電設備」という。)において発生する電力の受給について次のとおり契約を締結する。

(電力の受給)

第1条 甲は発電設備で発生する電力に余剰が生じた場合は、その余剰電力を乙に供給し、乙はこれを受電する。

(受給地点、受給最大電力、電気方式等)

第2条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の受給地点、受給最大電力、電気方式等は次のとおりとする。

受 給 地 点	福岡県甘木市大字上浦243 所在の太陽光発電低圧逆潮流設備
受給最大電力	4.5キロワット
電 気 方 式	交流単相3線式
周 波 数	60ヘルツ
標 準 電 圧	100/200ボルト

(送電責任分界点)

第3条 甲が供給する電力の送電上の責任の分界点(以下「送電責任分界点」という。)は、甲の構内の乙の引込線と甲の引込口配線の接続点とする。

(財産分界点及び管理補修)

第4条 電力の受給のために設置された電気工作物は送電責任分界点をもって甲、乙それぞれの所有に分かれるものとし(ただし、別途乙が設置した計量装置等は除く。)甲及び乙はその所有に属する電気工作物を適正に管理補修しなければならない。